

総務常任委員会記録

令和3年12月13日（月）於 第1委員会室

開会 午前10時00分

散会 午前10時42分

○出席委員（7名）

12番 尾崎 寿一 委員 13番 蒔 苗 博 英 委員 17番 鶴ヶ谷 慶 市 委員
21番 三上 秋 雄 委員 22番 佐 藤 哲 委員 23番 越 明 男 委員
24番 工 藤 光 志 委員

○出席理事者（4名）

相馬総合支所長 三 上 誠 相馬総合支所
総務課長補佐 白 浜 尚
財 務 部 長 森 岡 欽 吾 資 産 税 課 長 石 田 剛

○出席事務局職員（2名）

局 長 佐 藤 記 一 書 記 成 田 敏 教

【午前10時00分 開会】

○委員長（工藤光志委員） これより、総務常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は議案2件であります。

なお、審査に先立ち申し上げます。

議案審査に当たりましては、お手元に配付しております議案審査順序表のとおり審査を進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議案第107号 弘前市旧相馬村区域過疎地域持続的発展計画案について

○委員長（工藤光志委員） まず、議案第107号弘前市旧相馬村区域過疎地域持続的発展計画案についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。相馬総合支所長。

○相馬総合支所長（三上 誠） それでは、私のほうから、議案第107号弘前市旧相馬村区域過疎地域持続的発展計画案について御説明申し上げます。

まず、1の過疎地域指定の経緯でございますが、旧相馬村区域においては、昭和45年の過疎地域対策緊急措置法による過疎地域の指定を受けて以来、財政上の優遇措置を得て各種事業を実施してきましたが、根拠法令となっております第4次の過疎地域自立促進特別措置法が令

和3年3月31日で失効し、同年4月1日に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行され、この法律においても、旧相馬村区域は、過疎地域の要件に該当することから過疎地域に指定されております。なお、参考資料として配付しておりますが、一番最後のほうになっておりますが、青森県の過疎地域等の状況の参考資料を御覧願います。県内では40市町村の中で当市を含む30市町村が過疎地域として指定されております。その中で、当市は、旧相馬村区域のみが該当する一部過疎市町村となっております。

1 ページのほうにお戻り願います。

次に、2の新過疎法制定による主な変更内容につきまして、一つ目は、法律の目的を「過疎地域の自立促進」から「過疎地域の持続的発展」に見直しされております。

二つ目は、過疎地域の要件が見直しされております。具体的には、長期の人口減少率の基準年を昭和35年から昭和50年へ見直しするとともに、平成の合併による合併市町村の一部過疎の要件が設定されております。

三つ目は、国税の減価償却の特例及び地方税の減収補填措置における対象業種にこれまでの製造業、農林水産物等販売業、旅館業に加え、新たに情報サービス業等が追加されております。

次に、3の過疎地域の指定要件でございます。旧相馬村区域は、合併前に過疎地域であった旧市町村を過疎地域とみなす、いわゆる一部過疎として指定されてきましたが、新過疎法においても人口要件及び財政力要件を満たしていることから、引き続き一部過疎として指定されております。なお、新過疎法は10年間の時限立法であることから、旧相馬村区域は令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間は過疎地域となります。

次に、4の計画策定の理由でございます。新過疎法においても旧相馬村区域が過疎地域に指定されたことから、引き続き財政上の優遇措置を受けて、同区域の総合的かつ計画的な過疎対策を実施するためには、新過疎法第8条の規定に基づく過疎地域持続的発展計画を策定する必要があります。また、策定した過疎計画については、県の同意を得た上で市町村議会の議決を経て定める必要があります。なお、計画に対する県の同意は令和3年11月9日付で通知を受けております。

次に、2ページをお開き願います。

5の計画策定によるメリットですが、相馬地区で行う各種事業に対しまして過疎対策事業債を100%充当することができ、元利償還金の70%が普通交付税で財政措置されるなど有利な財源を活用することができます。

次に、6の計画の基本方針ですが、過疎計画の策定に当たりましては、青森県過疎地域持続的発展方針に基づき、弘前市総合計画及び第2期弘前市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げております施策に重点を置いて、旧相馬村区域の持続的発展のために必要な事業を展開することとしております。なお、今回の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間の前期計画となっております。

次に、7の過疎計画の構成について御説明申し上げます。本計画は、法に定めている事項に沿って、1の基本的な事項、2の移住・定住・地域間交流の促進、人材育成から12の再生可能エネルギーの利用の推進まで構成されております。

1の基本的な事項では、本市の概況や人口及び産業の推移と動向等について記述しており、最初に市全域について説明し、その次に旧相馬村区域について説明する形式で記載しております。

2の移住・定住・地域間交流の促進、人材育成から12の再生可能エネルギーの利用の推進に

については、旧相馬村区域について記載しております。その内容は、まずは現況と問題点、そしてその対策、そして令和3年度から令和7年度までの5年間に予定している事業の計画となっております。

次に、3ページをお開き願います。8の分野ごとの概要について御説明申し上げます。

2の移住・定住・地域間交流の促進、人材育成では、相馬地域の魅力を発信し、交流人口の増加を図るため、地域おこし協力隊を引き続き導入するとともに、移住・定住を促進するため相馬地区移住推進事業を計画しております。

3の産業の振興では、経年劣化した農業用施設の整備、経営近代化施設に係る事業として米乾燥調製施設の整備などを進めるほか、観光分野では、星と森のロマントピアが引き続き野外レクリエーションの場として充実した施設となるよう努めてまいります。

4の地域における情報化については、特に事業計画は掲載しておりませんが、情報処理・通信技術を担う人材の育成及びインターネット環境の整備の構築に努めてまいります。

5の交通施設の整備、交通手段の確保では、市道、農道、林道の整備や橋梁の長寿命化計画に基づき、予防保全的な維持管理に努めるとともに、転落危険箇所及び道路狭小箇所については防犯灯及び防護柵などの交通安全施設の整備を計画しております。

6の生活環境の整備では、上水道の老朽化した管路の更新と施設等の維持管理を実施して安全で良質な水の安定供給に努めるほか、下水道事業の効率的な運営と費用の削減を図るため、湯口浄化センターを廃止し、岩木川流域関連公共下水道へ処理区分の統合などを計画しております。

7の子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進では、高齢者と生きがいがづくり、健康づくり、ひきこもり防止に引き続き努めるほか、相馬地区内の社会福祉関係団体の活動を支援するため、相馬地区まるごと健康塾事業、相馬地区福祉バス運営事業の実施を計画しております。

8の医療の確保については、特に事業計画は記載しておりませんが、津軽地域保健医療圏を構成する市町村及び圏域内の医療機関等との連携・協力により、救急医療体制を維持するとともに民間診療所の患者送迎を継続して、特に過疎化が進んでおります藍内・沢田地区住民の受療機会を確保することとしております。

9の教育の振興では、相馬中学校の給食調理室の改修のほか、社会教育施設、集会施設、体育施設などの改修を計画しております。

10の集落の整備では、ソフト事業といたしまして、住民一人一人が課題解決に向けて主体的に取り組む住民自治の仕組みを構築するための協議会「相馬むらづくり協議会」への支援を計画しております。

11の地域文化の振興等では、ソフト事業といたしまして、弘前市民俗芸能保存育成事業費補助金、奇習・神秘ろうそくまつり伝承事業費補助金、古文書デジタル化推進事業のほか、遺跡等説明板整備事業を計画しております。

12の再生可能エネルギーの利用の推進では、相馬庁舎でこれまで取り組んでまいりました太陽光発電設備設置による維持管理コストの低減化、御所温泉から出る廃湯を熱源とした融雪等を引き続き実施するため、定期的な点検に基づいて計画的に整備を行い施設の長寿命化を図るため、相馬庁舎太陽光発電設備整備事業、御所温泉整備事業を計画しております。

以上、これらの計画に沿って旧相馬村区域の活性化や振興を図っていくこととしておりますが、事業実施につきましては、各年度における財政事情などを十分勘案しながら進めてまいります。

たいと考えております。

以上が本議案の内容でございますので、御審議くださるようよろしくお願いいたします。

○委員長（工藤光志委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○23番（越 明男委員） 2回ぐらいに分けて質疑をいたしますので、ひとつ御答弁方よろしくお願ひします。

今、三上総合支所長から説明があった中で、最初の過疎地域指定の経緯に関して一つ伺いたします、最初に。これ、ここにあるように、今年の3月31日で失効しましたとあるのです。今は12月ですよ。3月31日で失効したのに、今12月に発展計画案の修正・補強、これ端的な話、どうして今になったのかと。そのことと併せて、担当部・課である相馬総合支所総務課が中心で議論を進めてきたと思うのですが、全庁的に、財政問題などを考えると、全庁的にこの発展計画の案をつくるに当たって、庁内でどんな、全庁的にですよ、どんな議論が経過としてされてきたのか。あわせて、今話をしたとおりなのですが、どうして今の12月にこの計画案が上がったのかということも少し、かいつまんでもう一度説明をお願いしたいと思います。

それで、その点を踏まえて、次に、大きな項目の二つ目として、今説明いただいた中のキーワードと思われる部分、もう一度、確認の意味で私のほうで質疑させていただきます。2番目の、いわゆる新過疎法という表現なのですけれども、これまでの過疎法が質的に変わったという意味ですね、新過疎法ということですからね。二つほど伺いしておきたいのですが、過疎地域の自立促進から過疎地域の持続的発展に見直しされた。これは、つくった法律は国会レベルの話ですから、私もそれは分かるのですけれども、これを我がほうで、市全体の行政で、相馬総合支所のところでこの発展計画をつくる上で、過疎地域の持続的発展という考え方をどう受け止めて議論してきたのかと、ここひとつ、これキーワードになると思いますので伺います。

それからもう一つ、そこの関係で、後ほどの議案との関係がここで出てくるのだろうと思うのですが、(3)国税及び地方税というところに、新たに情報サービス業等と、このことと先ほど私が話をした過疎地域の持続的発展というのが何かリンクしそうな感じもちょっとあるものですから、こここのところ、この変更、発展計画をつくる際に、市としてどう受け止めて議論なさってきたのかというあたりをお伺いしたいと思います。これで1回目。2回目のところで終わりますから。

○相馬総合支所長（三上 誠） まず、今御質疑のありました、今の12月議会で今回の計画案を出したということで、理由でございますが、まず今回の新過疎法につきましては、国のほうで衆議院本会議、参議院本会議での議決が今年3月になっております。そして、法律自体の公布が今年の3月31日にされまして、4月1日に施行されてございます。そして、この計画に対する、市町村でつくる計画に対する県の説明会が5月、そして市町村の計画をつくるための県の方針が8月に来ていまして、それからつくるという形になっておりますので、今回の12月議会でやるという形になっております。それで、最終的には、県のほうでも、必ず12月議会までには審議して決定してくださいということで指導を受けてございます。

そして、今回のこの計画をつくるに当たって、各課のほうにですけれども、まずこの計画をつくるに当たって、各課のほうに令和3年度から令和7年度の5年間で相馬地域で行う事業の照会をさせていただきます。そして、そのほかにも、相馬地域に47団体がございまして、相馬地区の限定的な計画でございますので市全域のパブリックコメントはしておりません、相馬地区の47団体に意見を求めておりまして、それで10団体から意見要望がございましたが、それも含めまして、関係団体、市の各課のほうへの照会を受けて、そしてその住民からの意見も

伝えて、そして今回の計画をつくってございます。

○相馬総合支所総務課長補佐（白浜 尚） 質疑の中で、前法律から今回の持続的発展に直ったということなのですから、それに関して、国のほうの説明では、地域における持続可能な地域社会の形成と地域資源等を活用した地域の活力のさらなる向上ということ掲げていることから、今回は自立促進から持続的発展に見直ししたということ聞いていました。

○委員長（工藤光志委員） もう一つあったよ。

○相馬総合支所総務課長補佐（白浜 尚）（続） 情報サービス業ですね。これまでの法律であれば、国税・地方税の課税の免除等に関わる部分についての対象業種としましては、農林水産物等販売業ですとか、旅館業ですとか、製造業ということになって、地域のそういう向上に関して税の面で優遇措置ということだったので、今回はそれに加えて、情報サービス業ということが免除の規定の中に加えられまして、今回の過疎計画の本文等にもその旨記載されることによって、新たに固定資産税等の課税免除の適用になるということになってございます。

○23番（越 明男委員） ありがとうございます。では、もう1回の質疑で私は終われるかなと思っていました。

次に、先ほど三上支所長から説明があった部分の、分野ごとの概要もしくは過疎計画の構成のところ、少し、内容的なところをちょっと、もう一度お伺いしたいと思いますので質疑いたします。

資料2ページの、7の過疎計画の構成のところ、赤字で記載の部分は新設及び追加された項目ということで、2の移住・定住・地域間交流の促進、それから5の交通手段、12の再生エネルギー。ここ、新設及び追加された項目というのは、うちのほうの、市のいろいろな計画の中で追加されたということですか。それとも、新過疎法の下で目玉的にといえばなんだけれども、追加して頑張ったほうがいいのだということで、この赤字記載なのかどうかというところを少し。それで、これちょっと余談になりますけれども、うちの国会議員、交通手段の確保のところ、地域交通課の協力を頂いて相馬地域でのデマンドタクシーでしたか、あれの調査にちょっと入って、新聞等で取り上げられた経過もちょっとあるのですけれども、そういうことなども反映しているのかなとちょっと思ったものですから。ここの三つの新設及び追加されたところの項目、ちょっと説明いただいて、この後また、どういう事業展開などがあるのかなとちょっと思ったものですからお聞きします。

それから次、8の分野ごとの概要のところを今、三上支所長から説明がございました。私がちょっとあれと思ったのは、資料3ページの、4の地域における情報化、主な事業計画が記載されていないわけですよ。これ、新過疎法の下で情報サービス業云々が追加されたにもかかわらず、あれと。これからだと言えればそれまでなのですから、そこを少し御説明願いたいと。もう一つ、4ページの、8の医療の確保のところを見たら、支所長、私が指摘するまでもなく、事業計画なしとなっていますよね。これ、ほかの項目との関係からいうと、あれ、まねんでねがという気がするのです。もちろんこれは全市的に行っている様々な医療等々のいろいろな項目が、全面的に相馬の皆さんにも及ぶということは私もちょっと分かるのですけれども、それにつけてもせっかく新過疎法の指定を受けて、財源的にも国の応援、県の応援も求めて頑張っていていくとしているのに、ここ、とりわけ地域住民の健康・安全に関する部分のところの医療の確保云々のところの事業計画がないというのはちょっと寂しいなと思ったものですから、そこをひとつ、三上支所長、お願いします。

○相馬総合支所長（三上 誠） ただいま御質疑のありました資料2ページの過疎計画の構成の新設及び追加の項目でございますが、こちらのほうは、国のほうからこの項目は新たに新設・追加するように指示があった項目でございます。

そして、3ページの地域における情報化と4ページの医療の確保に係したところの事業計画がないというところについて説明いたします。

まず、4の地域における情報化については、携帯電話、スマートフォンなどインターネット環境が構築されておりまして、年々、情報通信基盤の整備が進んできているため、引き続きインターネット環境の整備・構築に努めることとしておりますが、特に市で計画する事業がないため、記載していないものであります。そして、8の医療の確保については、新過疎法の第20条に医療の確保という条文がございますが、この医療の確保については、都道府県は過疎地域における医療を確保するため、都道府県計画に基づいて基本的には県の事業として医療の確保が規定されております。このことから、基本的には県の事業ということで市町村としては事業は掲載していないものであります。（「終わります。ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○21番（三上秋雄委員） 前の質疑者からも、新たに新過疎法という形で出発するのだということで説明は受けたのですけれども、この事業の中で、計画の中で先回と変わったという、計画を見直したとか、ここをこう変えたのだというのはあるものか、そこをちょっとお願いします。

○相馬総合支所総務課長補佐（白浜 尚） 今回の計画につきましては、先ほどもちょっと説明させてもらったのですけれども、2ページの、お渡ししている資料の2ページの中で、赤字で書かれている部分が、まず国のほうからの法律に伴いまして、項目として、計画として追加された項目でございます。ですので、今回の計画の中では、特に重点的に目標というか、計画に据えているものが、第2章の、この2ページでいきますと、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成のほうにちょっと重点を置きまして計画してございます。特に旧相馬村区域におきましては、少子高齢化、過疎化が進んで、労力不足ですとかというのも懸念されるということもあって、その対策としましては、今回は地域おこし協力隊導入事業も引き続き進めていくのと併せて、移住・定住を促進するために、相馬地区に今現在あります空き地・空き家を活用いたしまして、相馬地区に移住する希望の方に対して、その住環境を整備していったり、定住を促進して幾らかでも人口促進をしていこうというのが、前回の計画から比べて今回は特に重点を置いて計画してございます。

○21番（三上秋雄委員） 今説明があったのですけれども、今まであった計画の中で、実績というか、そういうのが思わしくないとかという、私はそこが聞きたかったのです。思わしくなかった事業があったのか、検証したのか。その中でまた、こういう計画を立てていったのか。私が前から気になっているのが、ロマントピアのエスコ事業、これを見てそんなに成果が出ていないというのがありましたよね、質問の中でも出ていて。これもまた、こうしてやるというのは、また変えたやり方をするのか、前のおりやるのか。その辺をどういうふうに考えて、この事業をまた持ってきたのかという、そこを聞きたいのです。新しくやったのは、これは新しいのかなど、庁舎の太陽光とか、そういうのはそれでいいのですけれども。やっぱり見直したときというのは、今までの事業がどうであったのかというのを出して、ここを減らしたのだと、せば何の理由で減らしたのだがという、それで継続するにはいろいろな、議会の中でもいろいろ問題に——問題と言えはおかしいけれども、提起された面もある、そういうところをどういうふうに変えて同じ事業を継続するのかなという、そこを聞きたいのです。

○相馬総合支所長（三上 誠） 今回の計画の中に入れております各種事業でございますけれども

も、今、委員がおっしゃったように、ロマンピアのエスコ事業とかの実績とか、いろいろありますけれども、私どものほうで計画に載せたのは、まず各課のほうに、相馬地区で5年間で実施する事業についての照会をして、その照会に基づいて計画のほうに掲載してございます。それで、実績についてはちょっと、そちらまでの検証というのは、私どもの支所のほうでは実施していないものでございます。申し訳ございませんが。

○21番（三上秋雄委員） ぜひ、計画して継続する事業も盛っているのですから。やっぱり計画したからには、伸びて、成長がなければその事業を何のためにやっているのだからというのが、意味がないというあれがありますので、ぜひこれから細部にわたって事業を行っていくときは、そういうものをきちんとした形の中で出してもらって、それで事業を進めてもらえればいいなという思いで聞きましたのでよろしく願います。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○12番（尾崎寿一委員） 過疎計画の構成の、2ページの7で、今までやってきた事業もありますけれども、今、三上委員がおっしゃったように、継続しないというような事業もあるかと思えますけれども、継続していく事業は何事業あるものでしょうか。

○相馬総合支所長（三上 誠） 今回の計画については、令和3年度から令和7年度までの5年間で62件の事業を予定しております。その内訳としましては、新規事業が26件、そして継続事業が34件、繰越事業が2件となっております。

○12番（尾崎寿一委員） 先ほど、2の移住・定住・地域間交流の促進、人材育成がメインでいくというような話でございましたけれども、その新規26件、継続34件等々がありますが、特に重点的に進めていこうという事業は何事業を想定しておりますでしょうか。

○相馬総合支所長（三上 誠） 今回の計画で特に重点的に対応したいと思うのは、先ほどもお話しした第2章の移住・定住・地域間交流の促進、人材育成でございますけれども、旧相馬村区域については、やはり先ほども説明があったとおり、少子高齢化、過疎化が進んでおまして、労働力不足、後継者問題、若年世代の定住が図られない現状などの計画から、その対策としまして、地域の魅力を発信して交流人口の増加を図る相馬地区地域おこし協力隊導入事業と移住・定住を促進するため、空き家を改修して希望する移住者が居住できる環境を整備する相馬地区移住推進事業を特に重点的に考えております。

○12番（尾崎寿一委員） 多くの事業があるわけですがけれども、やっぱり何か、これをやったのだというような形の、目玉と言え失礼ですがけれども、あまり広げてやるよりもやっぱり集中した物の考え方、計画もあってもいいのではないかなと思います。意見です。

○委員長（工藤光志委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

議案第99号 弘前市過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案

○委員長（工藤光志委員） 最後に、議案第99号弘前市過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。財務部長。

○財務部長（森岡欽吾） 議案第99号弘前市過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

提案理由といたしましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、過疎地域持続的発展市町村計画で定める産業の振興を促進する区域において固定資産税の特別措置を実施するため、所要の改正をしようとするものであります。

今回の改正により、令和3年3月31日に失効した過疎地域自立促進特別措置法に代わり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定に基づいた固定資産税の課税免除を実施いたします。

主な改正内容といたしましては、条例の名称を「弘前市産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例」に改めるとともに、対象資産の取得期限を令和6年3月31日までとするほか、対象業種、取得価額の要件などを施行された新たな法律の規定に合わせるものであり、附則として、施行期日及び経過措置を定めるものであります。

以上が本条例案の趣旨でございます。

○委員長（工藤光志委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○23番（越 明男委員） 1点だけ、私から伺います。固定資産税の取扱件数、それから見込みと言ったらなんですけれども、併せて実績、そこら辺はどうなるのだべがということです。特別措置に関することです。従来2700万円以上の新設・増設が500万円以上ということで、これハードルを下げることになりますね。付け加える情報サービス業だけではなくて、従来のいわゆる製造業、農林水産を含めて2700万円が500万円に、これ大分緩和ですから。固定資産税の減免申請あるいは減額措置、国からも応援があるのだから新過疎法なのでしょうけれども、ここら辺、担当課のほうとしては、どらほんど迫力あるものだと思っているものだがさ。例えば、従来の2倍、3倍を超える部分が、申請が来るのだべがと思っているのかどうか。そこら辺、ちょっと課で検討している部分、検討してきたことをちょっと御披露願えませんか。

あわせて、これまでのことの少し概略を知りたいのです。これまでと言ったって、はるか何十年もという意味ではなくて、ここ五、六年でもいいし、10年ぐらいでもいいし、この2700万円以上の新設・増設、たしか総務常任委員会で、償却資産に関する件数が幾らかあったとかなんとかという質疑を交わしたような記憶が、今しゃべりながら思い出してらのですが、石田課長、分かりますか。分かる範囲で結構ですけれども、これまでの申請件数、それから、申請の一つの特徴といいますか。それから、あとどのぐらい減免額、措置を講じたのか。その二つ、お願いします。

○資産税課長（石田 剛） 御質疑の件についてお答えいたします。

最初に、これまでの取扱いといいますか、特別措置、課税減免が行われた実績についてお話ししたいと思います。ちょっと古い話にはなりますが、平成12年から14年度までの3か年で1件、最近であれば、平成28年度から30年度までの3か年でそれぞれ製造業者1者が対象になっております。それで、課税免除された金額としましては、総額というか、1件目のほうが114

万円余り、2件目のほうが416万円余りという形の課税免除というふうになっております。1件目のほうは、細かい資料が既に廃棄されているというのもありましてないのですけれども、直近のほう、2件目のほうに関しましては、先ほどの越委員の記憶にあるとおり、償却資産が対象になっていまして、その416万円余りが全て償却資産に関わるものになっております。

もう1点御質疑のありました、今回の対象となる基準が緩和されたことによる見込みというところなのですけれども、委員おっしゃられたように、一番の最低基準のところがこれまで2700万円となっていたのが、最も緩和される業種になりますと500万円以上という形で大幅に低くなりますので、敷居とすれば非常に超えやすいものにはなるのですけれども、この要件を適用させるためには、事前にその家屋、土地、償却資産に関わるものを市を經由して県のほうに計画を上げて認定を受ける必要があります。ですので、その手間といいますか、その手続を経た上で上がってくる、こちらのほうの減免の対象となるものというのは、比較的、件数としては劇的に増えるというふうにはこちらでは考えてなくて、増えても数件ぐらいのものかなというような感じで考えています。（「ありがとうございました。終わります」と呼ぶ者あり）

○委員長（工藤光志委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前10時42分 散会】